

(2025年度適格認定から適用) 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金） 適格認定（学業）基準の変更点

1 概要

修学支援新制度の支援の継続にあたっては、適格認定（学業）の要件を満たす必要があります。一部基準は2025年度から変更されます。変更は2024年度以前から在籍している学生も対象ですのでご注意ください。

2 変更される要件

警告（支援は継続）の要件

卒業に必要な単位が124単位の場合 修得単位数が	2024年度まで	2025年度以降
	6 割以下	7 割以下
1年生	18単位以下	21単位以下
2年生	37単位以下	43単位以下
3年生	55単位以下	65単位以下
4年生	74単位以下	86単位以下

廃止（支援打ち切り）の要件

卒業に必要な単位が124単位の場合 修得単位数が	2024年度まで	2025年度以降
	5 割以下	6 割以下
1年生	15単位以下	18単位以下
2年生	31単位以下	37単位以下
3年生	46単位以下	55単位以下
4年生	62単位以下	74単位以下

3 変更されない要件

警告（支援は継続）の要件

- ・GPAが所属する学部等の下位1/4に該当

廃止（支援打ち切り）の要件

- ・修業年限内で卒業できないことが確定
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止
- ・適格認定学修状況届で学修意欲があると認められない場合（廃止（返還））

※上記以外の場合は支援が継続されます。

学業不振について学生本人に帰責性がない場合（例：自分や家族が病気になって試験を受けられず、代替の試験等も受けられなかった等）は、特例措置として廃止又は警告に該当しません。

<お問い合わせ先> 琉球大学学生部学生支援課（共通教育棟1号館1階）
授業料免除担当 TEL：098-895-8135
奨学金担当 TEL：098-895-8136



学生生活支援情報 HP



文部科学省サイト